

保 健 課 か ら の お 知 ら せ

育児休業手当金の延長請求について

組合員が3歳に満たない子を養育するために育児休業をするときは、その子が1歳に達する日まで育児休業手当金が支給されます。なお、下記の1から5のいずれかに該当する場合は、当該子が1歳6か月に達する日までの期間につき育児休業手当金が支給されます。

1. 保育所における保育が実施されないこと（待機状態）
2. 養育を予定していた配偶者の死亡
3. 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等
4. 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居
5. 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等



<例>

